

令和4年度和歌山県農山漁村発イノベーションプランナーの追加募集要領

1. 目的

和歌山県中小企業団体中央会では、令和4年度和歌山県農山漁村発イノベーションサポートセンター業務を和歌山県から受託し、6次産業化を発展させて、農林水産物や農林水産業に関わる地域の文化・歴史や農地・林地、景観等農林水産物以外の多様な地域資源を活用して、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組を支援するため、専門家派遣による経営改善戦略、作成支援及び地域活性化支援等の相談、また人材育成研修会、異業種交流会等を実施していきます。

これらの事業を円滑に推進していくため、各分野において専門的な知識・経験を有する「和歌山県農山漁村発イノベーション地域プランナー（以下プランナー）」を追加募集します。

2. 募集人員

・本年度の募集は、特に次の項目に精通されているプランナーを募集します。

- ① 農林水産物や農林水産業に関わる地域の文化や農地、景観等農林水産物以外の多様な地域資源を活用して農山漁村における所得と雇用機会の確保等に取り組んでいて、かつ総務省制定の地域プロジェクトマネージャー有資格等地域活性化の推進に精通している者
- ② 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」に基づく総合化事業計画の認定申請及び農山漁村発イノベーション対策事業等の補助申請に精通している者で、林業、水産業の分野に専門的知識、経験を有する者
- ③ 上記以外の項目で、次項の4. 応募資格（ウ）～（キ）を満たす専門的知見を有する者

3. 主な業務内容

- ① 6次産業化を含む農山漁村発イノベーションに取組む農林漁業者が掲げる経営改善目標の達成に向けた経営改善戦略の作成支援及び実行支援
- ② 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び6次産業化・地産地消法」に基づく総合化事業計画認定申請に係る支援と認定後のフォローアップ及び農山漁村振興交付金のうち農山漁村発イノベーション対策支援等
- ③ 農山漁村発イノベーションサポートセンターが企画、開催する人材育成研修会や異業種交流会等での講師等

4. 応募資格

プランナーに応募する者は次の(1)から(3)までの要件を満たしているものとします。

(1) 学識要件

①以下のすべての分野について一定の知見を有しつつ、そのうち1以上の分野について高度な専門的知見を有していること。

(ア) 6次産業化を含む農山漁村発イノベーションサポート事業に係る法令、制度に関すること

(イ) 地域活性化に関すること

(ウ) 財務諸表等による経営分析、診断及び経営改善に関すること

(エ) 農林水産物（加工品）のマーケティング、プランディングに関すること

(オ) 農林水産物（加工品）の食品衛生・安全等に係る法令、制度に関するこ

(カ) 知的財産に関するこ

(キ) 労務管理に関するこ

(2) 経験要件

コーディネートや地域戦略構想作成等または地域活性化に携わった実績があること。

(3) コミュニケーション能力要件

以下の要件をすべて満たしていること。

(ア) 農山漁村発イノベーションサポート事業に関する各分野の人材に精通していること。

(イ) 農山漁村発イノベーションサポート事業に関する支援措置や事業計画の作成に関し、事業者に対して丁寧に相談に応じ、的確な助言ができる能力を有していること。

5. 選定方法

①サポートセンターは応募書類（下記の地域プランナー候補者申請書）提出された者の書類審査し、審査基準を満たした応募者には面接を実施します。面接日時は追って連絡します。

②前項の面接後、和歌山県農山漁村発イノベーションサポートセンター地域支援検証委員会にて選定します。

【応募書類】

- ・和歌山県農山漁村発イノベーションサポートプランナー候補者申請書

6. 応募概要

(1) 募集期間：令和4年6月6日（月）～6月20日（月）
・提出期限必着とする。

(2) 提出部数：2部

(3) 提出先：〒640-8152 和歌山市十番丁19番地 wajima 十番丁ビル4階
和歌山県中小企業団体中央会内

和歌山県農山漁村発イノベーションサポートセンター

*書類の提出は直接持参・郵送のどちらでも出来ますが、提出期限必着になります。

7. 業務内容及び謝金等

- ・業務内容は、前記3（主な業務内容）の業務を行います。
- ・謝金は、1時間当たり7,100円（1日4時間を限度とする。）を支給します。
- ・サポートセンターが依頼する出張業務については別途交通費を支給します。

8. 留意事項

- ①プランナー活動には、サポートセンターからの依頼が必要であり、登録されても、必ずしも支援業務の依頼があるとは限りません。
- ②プランナー業務を行う場合は、予めサポートセンターと打合せを行うこと。
- ③業務上知り得た個人情報等秘密事項の保持を厳守すること。また、プランナーでなくなつた以後も同様とします。